1月号 にしわき 消費生活通信

「新成人」にまつわる契約トラブルに注意を

成人を迎えると、親権者の同意なく自分の意志でさまざまな契約等ができるようになります。しかし、より一層行動に責任を持たなければなりません。

行動に責任を！

残念なことに、世の中には悪徳業者がいて、毎年多くの消費者トラブルが発生しています。ただ、悪徳業者はあまり未成年者を狙いません。なぜなら、未成年者の契約には、原則として法定代理人（親権者または後見人）の同意が必要で、同意を得ずに結んだ契約は、取り消すことができるからです。しかし、大人が結んだ契約の場合、未成年者と違って原則、取り消しができません。誕生日を迎えて未成年から大人に――、たった 1 日で、経験や知識、判断力がきのうまでと変わらないのに、未成年者契約の取り消しができなくなります。

契約前、最後に
もう一度確認！

これから、契約機会がたくさんあると思います。不安なときや困ったとき、解決策が分からないときは、西脇市消費生活センターへご相談ください。

なお、今年４月からは満 18 歳以上が「成人」となります。20 歳以下の皆さんも、注意しましょう。

～問合せ先～
西脇市消費生活センター
住所：西脇市下戸田 128-1
電話：0795-22-3111